

情報通信技術の研究開発に係る
提案の公募

— 提案要領 —

令和3年8月
総務省 国際戦略局

目 次

1	概要	1
2	研究開発課題及び実施予定額	1
3	応募資格	1
4	応募に必要な書類	2
5	応募の手続	4
6	委託先の選定	5
7	契約	6
8	研究者の雇用等	6
9	研究成果	7
10	委託費で調達する物品の取扱い	8
11	研究開発の適正な執行について	8
12	安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）	9
13	研究成果の社会還元に向けた取組	10
14	RA（リサーチアシスタント）等の雇用	11
15	若手研究者の自発的な研究活動の支援	11
16	論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について	12
17	問合せ先	12

提案書様式 1～11

別紙 1	対象経費の範囲
別紙 2	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について
別紙 3	総務省情報通信研究評価実施指針（第 6 版）
別紙 4	採択評価基準
別紙 5	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
別紙 6	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第 3 版）
別添 1	テラヘルツ波を用いた月面の広域な水エネルギー資源探査 基本計画書
別添 1 参考	テラヘルツ波を用いた月面の広域な水エネルギー資源探査 基本計画書 概要資料

総務省では、情報通信分野において我が国が取り組むべき国家的な研究開発課題について、外部の研究機関に委託することにより研究開発（以下「委託研究」という。）を実施しています。

本委託研究では、民間企業等の研究機関における知見や技術、ノウハウを活用して情報通信技術の研究開発を推進し、産業化へ結びつけること等によって研究成果を有効に社会へ還元することを目指します。

1 概要

本委託研究は、総務省が研究開発課題を指定して実施機関を公募し、これを選定の上、民間等の研究機関に委託することにより研究開発を行うものです。

- (1) 総務省が指定する研究開発課題について受託を希望する研究機関は、所定の提案書を総務省に提出することにより応募することができます。
- (2) 提出された提案書については、後述の「5.（2）評価基準」に基づき外部評価を行い、総務省が委託先となる研究機関を選定します。
- (3) 選定された研究機関は、総務省との間で委託契約を締結し、研究開発を実施します。

2 研究開発課題及び実施予定額

下表の研究開発課題について提案を公募します。研究開発課題の具体的な内容は、別添1の基本計画書を参照してください。

研究開発課題	令和3年度 実施予定額（税込） （上限額）
テラヘルツ波を用いた月面の広域な水エネルギー資源探査	2.2 億円

※「テラヘルツ波を用いた月面の広域な水エネルギー資源探査」は、「宇宙開発利用加速化戦略プログラムの執行に関する基本方針」（令和3年1月29日 宇宙政策委員会決定）に基づき、同プログラムの戦略プロジェクトとして総務省が実施する研究開発です。

3 応募資格

以下の a. から g. の要件を全て満たす、単独ないし複数の企業、大学、国立研究開発法人等の研究機関が応募可能です。

- a. 当該研究開発課題に係る技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、当該委託研究を実施するために必要な組織、人員等を有していること。
- b. 原則として日本国内で登記されており、日本国内に研究拠点を持つ研究機関であること。海外研究拠点での研究開発は、研究項目の中で国内研究拠点において実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限定されていること。
- c. 当該委託研究を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- d. 当該委託研究の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合（このような形態で実施される研究開発を、以下「共同研究」という。）、各研究機関の役割と責任が明確に示されていること。また、各研究機関の取りまとめを行い、各研究機関を代表する研究機関（以下「代表研究機関」という。）が定められていること。
- e. 研究責任者¹（共同研究の場合は代表研究責任者）は、全ての研究開発期間を通じ、研究開発の遂行に関する全ての責務を負えること。
- f. 全ての研究責任者（共同研究の場合は代表研究責任者）及び研究者は、所属する研究機関に対し、あらかじめ本研究開発へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施に当たって、委託費は所属する研究機関が管理するとともに、委託費の経理処理は研究機関が実施する必要がある。）
- g. 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad²」という。）において、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。

4 応募に必要な書類

応募には、総務省所定の提案書類の提出が必要です。これ以外の様式で作成されたものでの応募は受理しません。提案書類の構成及び作成要領は以下のとおりです

なお、提案書類の返却は行いません。

¹ 「研究責任者」は、提案される研究開発の内容のうち、当該研究機関が担当する内容について、その実施の際の進捗管理等も含め、総括し、責任を負う者のことであり、研究機関ごとに1名設定してください。「代表研究責任者」は、共同研究の場合に、提案される研究開発の内容、実施の際の進捗管理等について、研究開発課題全般にわたり総括し、責任を負う者のことであり、代表研究機関における研究責任者がこれにあたります。

² e-Rad は、各府省等が所管する競争的研究費を中心として研究開発管理に係る手続をオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステムです。

(1) 提案書類

○全応募者が提出する書類

- ・[様式 1] 提案書
- ・[様式 2] 研究開発内容説明書
- ・[様式 3a] 研究開発実施計画書（全体）
- ・[様式 3b] 研究開発実施計画書（各研究機関）
- ・[様式 4a] 予算計画書（全体）
- ・[様式 4b] 予算計画書（各研究機関）
- ・[様式 5a] 実施体制説明書（全体）
- ・[様式 5b] 実施体制説明書（各研究機関）
- ・[様式 6] 研究者経歴説明書
- ・[様式 7] 主要既存研究設備説明書
- ・[様式 8] 主要研究設備購入計画書
- ・[様式 9] 主要研究設備リース・レンタル計画書
- ・[様式 10] 官民費用分担にかかる申請書
- ・[様式 11] 提出書類チェックシート

○該当する応募者が提出する書類

- ・受託研究に関する基準の写し
※ 研究機関にあらかじめ定められた受託研究に関する基準がある場合
- ・職務発明に関する基準の写し
※ 研究機関にあらかじめ定められた職務発明に関する基準がある場合
- ・提案時直近及び過去3年間の財務諸表又はこれに相当するもの（消費収支計画書等）
※ 研究機関が民間企業、第三セクターの研究機関、私立大学等である場合
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の確認ができる資料³（該当する認定を受けている場合）

(2) 総務省が負担する経費（委託費）の範囲

総務省が負担する経費（委託費）の範囲は、基本計画書に示した研究開発の実施及び研究成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ

³ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、本研究開発においては、提案機関（企業、大学等）の女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を確認し、採択時の総合的な評価において加味します。

以外の諸経費（間接経費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）10%分を含む）とします。直接経費の範囲については、別紙1「対象経費の範囲」のとおりとし、間接経費は直接経費の30%を上限とします。

なお、本委託費に含まれない研究成果の応用・展開に要する経費（例：成果応用に必要な関連技術を開発するための設備、機器、人件費、管理費等）等の経費（委託費の半額程度を想定）は、受託者の負担とします。本経費については、提案書提出時に資料提出（様式10）を求めます。

(3) 作成要領

提案書は、研究責任者（共同研究の場合は代表研究責任者）の責任のもと作成してください。共同研究の場合は、研究開発に関わる全ての機関の総意に基づいて作成してください。

また、作成に当たっては、以下の事項について注意をお願いします。

- 提案書は、研究開発全体の実施期間に渡る全体計画をもとに作成してください。
- 研究開発実施期間については、研究開発課題ごとに基本計画書に定められた実施期間内で必要と考える期間で作成してください。
- 提案書は、明朝体10ptを標準として作成してください。
- 提案書に虚偽の記載があった場合には、採択を決定した後であっても決定を取り消す場合があります。

5 応募の手続

(1) 応募方法

e-Radを利用して応募情報を登録し、提案書類一式を提出してください。応募情報のe-Radへの登録及び提案書の提出方法については、e-Radポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) 及び別紙2「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を確認してください。

(2) 応募の期限

令和3年9月28日（火）14:00

（期限を過ぎてからの提出ができません。）

(3) 受付通知

提案書を受け付けた際には、研究機関（共同研究の場合は代表研究機関）あて「受付通知」を電子メールで通知します。提案書類の提出後3営業日を

経過しても「受付通知」が届かない場合には、担当（「17 問合せ先」参照）まで御連絡ください。

6 委託先の選定

(1) 委託先の決定方法

委託先の選定は、別紙3「総務省情報通信研究評価実施指針」に従って行います。応募者から提出された提案書類に基づき提案内容の外部専門家・外部有識者による評価（採択評価）を行い、その結果を受けて総務省が委託先を決定します。

(2) 採択評価の基準

採択評価における評価項目は、別紙4「採択評価基準」のとおりです。

(3) 追加資料の提出等

委託先の選定は提案書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出等を求めるがあります。

(4) ヒアリングの実施

委託先の選定のため、公募期間終了後、提案内容について外部専門家・外部有識者によるヒアリングを実施します（ヒアリングは日本語にて実施。提案者からプレゼンテーションを行うことを想定しています。）。

ヒアリングの詳細については、公募期間終了後に別途連絡しますが、ヒアリング実施までの準備期間が限られる場合もありますので、前もってヒアリング資料の準備をお願いします。

なお、ヒアリングに要する費用の一切は提案者の負担とします。

(5) 採択及び通知

総務省は、外部専門家・外部有識者による評価をもとに委託先候補となる研究機関を選定した後、当該研究機関（共同研究の場合は代表研究機関）に提案内容の実施に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行います。採否の結果は、総務省から当該研究機関（共同研究の場合は代表研究機関）宛てに通知します。

また、採択された研究機関（共同研究の場合は各研究機関）及び研究責任者（共同研究の場合は代表研究責任者）を、総務省ウェブサイト上にて公表いたしますのであらかじめ御了承ください。

(6) その他

条件を満たす提案が応募されなかった場合等においては、再公募を実施することとします。

7 契約

(1) 契約の期間

委託研究の契約は単年度契約とします。

次年度以降の契約に際しては、外部専門家・外部有識者による評価を行い、当該評価結果に基づき契約を行います。評価結果によっては、次年度以降の契約を締結しない場合があります。

(2) 契約の金額

契約の金額は、当該研究開発の実施に必要な経費として総務省が認めた額としますので、提案書類に記載された金額と一致しない場合があります。

このため、必要に応じて修正計画を提出していただく場合があります。この場合において、研究機関との間で必要な契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。

(3) 契約の形態

総務省と研究機関との間で研究開発委託契約を締結します。共同研究の場合は、総務省は全ての研究機関とそれぞれ直接契約を締結します。研究開発を実施する研究者個人との間で研究開発委託契約を締結することはありません。

なお、研究開発要素等の委託項目の本質的な部分を含む「再委託」は原則不可とします。

(4) 委託契約の契約書

原則として、契約は総務省の委託契約書によるものとします。

国立大学法人等において受託研究契約書を使用する場合には、その内容について協議するとともに、必要に応じて加除修正し、あるいは別途取り決めを交わしていただくことがあります。

8 研究者の雇用等

本研究開発を実施するに当たり、研究者を新たに必要とする場合は、研究機関の責任において雇用することができます。ただし、委託費による支出が認め

られるのは本研究開発に直接従事した業務のみです。その他の費用については研究機関の負担となり、その後の雇用に関する責任も研究機関が負うこととなります。

9 研究成果

(1) 研究成果の報告

委託契約書で定める所定の日までに、総務省への研究成果報告書の提出が必要です。

また、委託契約が終了した後も、研究成果の実用化、標準化、関連する研究への貢献、波及効果等を把握するため、総務省が調査を各研究機関に対して調査を実施しますので、当該調査への協力が必要となります。

(2) 研究成果の帰属

研究開発実施中に知的財産権が発生した場合は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）に基づき、以下の一定の条件の下、受託者側に帰属させることが可能です。

【条件（遵守項目）】

- 委託研究に係る成果（研究開発の実施により新たに発見ないし生み出されたもの全てをいい、知的財産権に関するもの、ノウハウに関するもの等全てを含む。）が得られた場合には、遅滞なく、総務省にその旨を報告する。
- 総務省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするとき、一部の場を除き、あらかじめ総務省の承認を受けること。
- 上記のほか、必要と認められる事項がある場合には、契約書等において別途定める。

10 委託費で調達する物品の取扱い

委託費で調達する物品は国の資産となりますので、その取扱いは以下のとおりとします。

(1) 調達物品の維持管理・使用

原則として、研究機関が物品等の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

また、委託契約に係る内容以外について、当該物品を使用することはできません。

(2) 委託期間終了後の取扱い

委託期間終了後、当該物品は国が回収しますが、その取扱いや具体的な方法については、別途協議することとします。

11 研究開発の適正な執行について

総務省では、公的研究資金による研究開発の効果的・効率的な推進及び研究開発の適正な執行に向け、以下の取組を進めています。研究開発課題への応募及び研究開発の実施に当たっては、これらの事項を遵守することを求めています。

(1) 研究費の不正な使用等に対する対応

総務省では、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日 総合科学技術会議決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定（平成 26 年 2 月 18 日改正））を準用し、別紙 4「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 4 月（平成 28 年 2 月一部改正）。以下「ガイドライン」という。）を策定し、研究機関に対して研究資金の適正な管理に必要な措置を講ずるよう求めています。

なお、研究開発を実施する際の受託機関における本ガイドラインに基づく取組内容については、契約時に本ガイドラインの付属資料 2「自己点検チェックシート」を担当が確認いたします。

(2) 研究上の不正行為に対する対応

総務省では、「研究活動における不正への対応等に関するガイドライン」

(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、「研究不正行為への実行性ある対応に向けて」(平成 26 年 9 月 19 日 総合科学技術・イノベーション会議決定)等を踏まえ、別紙 5「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針(第 3 版)」(平成 27 年 4 月)を策定し、研究機関に対して不正行為に対応するための体制整備及び倫理教育の履修を求めるとともに、研究上の不正行為に対して厳格な制裁措置(交付停止、申請及び参加資格の制限並びに管理条件の付与)を講ずることとしています。

12 安全保障貿易管理について(海外への技術漏えいへの対処)

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制⁴が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

また、物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本委託研究を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されていますので、詳しくはそちらを御参照ください⁵。

⁴ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

⁵ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law?document/tutatu/t07sonota/t07sonota?jishukanri03.pdf>

13 研究成果の社会還元に向けた取組

総務省では、委託研究の成果をイノベーション創出実現につなげるため、以下の取組を進めています。研究開発課題への応募及び研究開発の実施に当たっては、これらの事項を遵守することを求めています。

(1) アウトカム目標達成に向けた取組

アウトカム発現までに長い時間を要することや、予期していなかった副次的成果や波及効果が得られることもあるため、本研究開発の終了後に、アウトカムの発現状況や波及効果等を検証し、次の政策・施策等に活かしていくことも必要となっています。

このため、基本計画書に記されている政策目標（アウトカム目標）の達成に向けて、実効的な取組計画、事業化活動、標準化活動、体制、資金等について具体的に提案してください。

なお、アウトカム目標の達成に向けた取組状況や実績については、研究開発が終了した翌年度以降もフォローアップを行い、随時報告を求めています。具体的には、終了評価では「研究開発目標(アウトカム目標)の達成状況」「政策目標（アウトカム目標）の達成に向けた取組の実施状況」等について、追跡調査・追跡評価では「研究開発成果による波及効果（経済的・社会的・技術的な効果）」等について、報告を求めます。

(2) 「ビジネスプロデューサ」及び「総合ビジネスプロデューサ」の設置

アウトカム目標の達成に向けた取組を推進する体制として、「ビジネスプロデューサ」及び「総合ビジネスプロデューサ」の設置してください⁶。

「ビジネスプロデューサ」は、提案されるアウトカム目標の達成に向けた取組（進捗管理等を含む。）を総括し、責任を負う者のことであり、研究機関内に1名配置することが必要となります。「ビジネスプロデューサ」は、市場動向や技術動向等を踏まえたアウトカム目標の達成に向けた取組内容の検討や、研究開発実施期間中及び終了後の評価において、アウトカム目標の達成に向けた取組の進捗状況についての説明資料の作成等を行います。

⁶ 各研究機関は、ビジネスプロデューサ及び総合ビジネスプロデューサの業務について、より専門性を有する機関に外注することが可能です。本取組に係る業務に関する経費については、研究開発の実施計画に記述することで、ビジネスプロデューサの業務の一部を外注（総合ビジネスプロデューサへの業務の外注を含む）する場合に限り、別紙1の「IV-1 外注費」として計上することができます。その上限については、契約額の5%を目安とします。5%を超えることが見込まれる場合には事前に各課題との協議が必要となります。

また、共同研究の場合においては、研究機関ごとにビジネスプロデューサを1名ずつ配置するとともに、各ビジネスプロデューサの相互の連携のため、研究機関間を調整し、研究開発全般にわたりアウトカム目標の達成に向けた取組の進捗状況について総括する「総合ビジネスプロデューサ」を設置してください。

なお、ビジネスプロデューサと研究開発実施者は、それぞれ求められる役割が異なることから、基本的には別の者を配置することとしますが、大学等において研究開発実施者がビジネスプロデューサを兼ねることを妨げるものではありません。

14 RA（リサーチアシスタント）等の雇用

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等において、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議決定）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA（リサーチアシスタント）等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

このため、本研究開発課題に大学等が応募する場合は、研究開発の遂行に必要な博士課程学生をRA（リサーチアシスタント）等として雇用した場合の人員費を支払うことが可能です。RA等として雇用できる対象は大学等の規定によります。

15 若手研究者の自発的な研究活動の支援

本研究開発課題では、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、民間企業を除く研究機関において、本委託研究のために雇用される若手研究者についても、研究責任者等が本委託研究の推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本委託研究から人員費を支出しつつ、本委託研究に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です⁷。

⁷ 詳細については、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月12日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を御確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

本制度の利用を希望する研究機関は、採択決定後に、総務省担当者まで御相談ください。

なお、本制度を利用する研究機関は、実施計画にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により報告する必要があります。

16 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

政府の予算で実施される事業から生み出される成果の可視化・分析を行うため、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用することとしています。このため、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）において、研究費ごとに体系的番号を付与することとなりましたので、本プロジェクトに関連して論文を執筆する際は、論文謝辞に以下の例にならい記載をお願いします。

（記載例）

本研究は、総務省 ICT 重点技術の研究開発プロジェクト（JPMI00316）「（研究開発課題名）」の委託を受け、実施したものである。

17 問合せ先

本件に関する問合せ先は、それぞれ以下のとおりです。

【提案要領等に関する問合せ先】	
国際戦略局 技術政策課 技術係	Tel: 03-5253-5727 E-mail: ict-rd-koubo_atmark_soumu. go. jp
【基本計画書の内容に関する問合せ先】	
国際戦略局 宇宙通信政策課 衛星開発係	Tel: 03-5253-5769 E-mail: ict-rd-koubo_atmark_soumu. go. jp

（スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。）